

社会福祉法人松風会定款

第一章 総則

(目 的)

第一条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

障害者支援施設の経営

(2) 第二種社会福祉事業

(イ) 幼保連携型認定こども園の経営

(ロ) 保育所の経営

(ハ) 地域子育て支援拠点事業の経営

(ニ) 一時預かり事業の経営

(ホ) 病児保育事業の経営

(ヘ) 乳児等通園支援事業の経営

(ト) 放課後児童健全育成事業の経営

(チ) 障害福祉サービス事業の経営

(短期入所事業、就労継続支援B型事業、共同生活援助事業
障害児通所支援事業)

(リ) 地域生活支援事業「デイきらり」の経営

(ヌ) 相談支援事業「ライフサポート りよっと」の経営

(ル) 介護保険法に基づく居宅介護支援事業の経営

(共生型老人デイサービス事業、共生型老人短期入所事業)

(名 称)

第二条 この法人は、社会福祉法人松風会という。

(経営の原則)

第三条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を确实、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事業所の所在地)

第四条 この法人の事務所を長崎県島原市有明町大三東甲 2 1 5 0 番地に置く。

第二章 評議員

(評議員の定数)

第五条 この法人に評議員 7 名以上 1 0 名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第六条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、3 名以上で構成し、うち 1 名以上は外部委員とする。
- 3 評議員選任・解任委員会の委員は、理事会で選任する。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 5 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 6 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の 1 名以上が出席し、かつ、外部委員の 1 名以上が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第七条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 評議員は、第五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第八条 評議員に対して、1 人あたりの各年度の総額が 5 0, 0 0 0 円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第三章 評議員会

(構成)

第九条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第一〇条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第一一条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第十二条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第十三条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第一五条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第一四条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名がこれに記名押印する。

第四章 役員及び職員

（役員の定数）

第一五条 この法人には、次の役員を置く。

- （1）理事 6名以上9名以内

- （2）監事 2名

- 2 理事のうち1名を理事長とする。

（役員の選任）

第一六条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（理事の職務及び権限）

第一七条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

- 3 理事長は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第一八条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）

第一九条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとす

ることができる。

- 3 理事又は監事は、第一五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第二〇条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第二一条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(職員)

第二二条 この法人に、職員を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長（以下「施設長」という。）は、理事会において、選任及び解任する。
- 3 施設長以外の職員は、理事長が任免する。

第五章 理事会

(構成)

第二三条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第二四条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長の選定及び解職

(招集)

第二五条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、予め理事会において指名を受けた理事が理事会を招集する。

(決議)

第二六条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第二七条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第六章 資産及び会計

(資産の区分)

第二八条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産及び収益事業用財産の三種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 長崎県島原市有明町大三東甲字下松崎 2148 番地 1、2148 番地 3 所在の鉄筋コンクリート・鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺陸屋根スレート葺 2 階建

保育所 1 階 389.71 m²

2 階 313.97 m²

同所在の鉄筋コンクリート造陸屋根平家建

便所 5.05 m²

(2) 長崎県島原市有明町大三東甲字松崎下 2131 番地 2 所在の鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建

物置 10.56 m²

(3) 長崎県島原市有明町大三東甲字松崎下 2106 番地所在の鉄筋コンクリート造瓦葺 2 階建

寄宿舍 1 階 838.80 m²

2 階 505.81 m²

同所在の木造合金メッキ鋼板ぶき平家建

便所・シャワー室 22.14 m²

(4) 長崎県島原市有明町大三東甲字松崎下 2106 番地、2105 番地 1 所在の鉄筋コンクリート造陸屋根地下 1 階付 3 階建

社会福祉施設 1 階 484.64 m²

2 階 452.35 m²

3 階 390.35 m²

地下1階 237.00m²

- (5) 長崎県島原市有明町大三東甲字松崎下 2106 番地所在の鉄筋コンクリート造合金
メッキ鋼板葺2階建

浴場 1階 72.00m²

2階 72.00m²

- (6) 長崎県島原市有明町大三東甲字松崎下 2106 番地、2104 番地 1 所在の鉄骨造合
金メッキ鋼板ぶき平家建

体育館 200.99m²

- (7) 長崎県島原市有明町大三東甲字松崎下 2109 番地、2106 番地所在の鉄骨造スレー
ト葺平家建

作業場 157.27m²

- (8) 長崎県島原市有明町大三東甲字松崎下 2109 番地、2106 番地所在の鉄骨造スレー
ト葺2階建

作業所 1階 67.73m²

2階 76.10m²

- (9) 長崎県島原市有明町大三東甲字松崎下 2106 番地、2131 番地 2 所在の鉄筋コンク
リート造スレート葺4階建

寄宿舍 1階 475.00m²

2階 455.00m²

3階 287.50m²

4階 50.00m²

- (10) 長崎県島原市有明町大三東甲字松崎下 2104 番地 1 所在の鉄骨造亜鉛メッキ鋼
板葺2階建

寄宿舍・作業所 1階 115.00m²

2階 121.30m²

- (11) 長崎県島原市有明町大三東甲字松崎下 2133 番地 3 、2106 番地所在の鉄骨造
スレート葺高床式平家建

園舎 458.49m²

- (12) 長崎県島原市有明町大三東甲字下松崎 2136 番地 1 所在の鉄骨造合金メッキ鋼
板葺2階建

集会所 1階 71.12m²

2階 53.76m²

- (13) 長崎県島原市有明町大三東甲字下松崎 2137 番地 3 所在の木造草葺平家建
集会所

32.50m²

- (14) 長崎県島原市有明町大三東甲字下松崎 2154 番地 1、2160 番地 2 所在の木造か
わらぶき平家建

休憩所 26.88m²

- (15) 長崎県島原市有明町大三東甲字上高見高野 1715 番地所在の木造合金メッキ鋼

板ぶき平家建

グループホーム 158.14 m²

- (16) 長崎県島原市有明町大三東甲字上高見高野 1715 番地所在の木造合金メッキ鋼板ぶき平家建

グループホーム 158.14 m²

- (17) 長崎県島原市有明町大三東甲字上高見高野 1714 番地 2 所在の木造かわらぶき 2 階建

集会所 1 階 89.49 m²

2 階 14.16 m²

- (18) 長崎県島原市前浜町甲 15 番地 2 所在の鉄骨造スレート葺平家建
店舗 (せいか福祉ステーション)

287.79 m²

同所在の木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建

休憩所 4.96 m²

- (19) 長崎県島原市有明町大三東甲字下松崎 2137 番地 3 所在の木造草ぶき平家建
研修所 88.41 m²

- (20) 長崎県島原市有明町大三東乙字平ノ山 718 番地 1 所在の木造かわらぶき平家建

グループホーム 171.85 m²

- (21) 長崎県島原市有明町大三東甲字松崎下 2131 番地 5、2131 番地 6 所在の鉄骨造合金メッキ鋼板葺 2 階建

保育所 1 階 610.00 m²

2 階 365.65 m²

- (22) 長崎県島原市有明町大三東甲字下松崎 2136 番地 1 所在の木造かわらぶき平家建

集会所 38.78 m²

- (23) 長崎県島原市城内三丁目 928 番地 4 所在の木造かわらぶき 2 階建

共同住宅 1 階 84.56 m²

2 階 88.14 m²

- (24) 長崎県島原市白山町 50 番地所在の鉄筋コンクリート造コンクリート屋根 2 階建

保育所 1 階 360.65 m²

2 階 212.07 m²

- (25) 長崎県島原市有明町大三東甲字松崎下 2120 番地 3 所在の木造瓦葺 2 階建

作業所 1 階 185.19 m²

2 階 46.57 m²

- (26) 長崎県島原市白山町 77 番地 1 所在の木造合金メッキ鋼板ぶき平家建
学童保育所 109.35 m²

- (27) 長崎県島原市有明町大三東甲字松崎下 2106 番
宅 地 4 2 2 2. 2 0 m²
- (28) 長崎県島原市有明町大三東甲字松崎下 2131 番 2
宅 地 5 8 7. 4 5 m²
- (29) 長崎県島原市有明町大三東甲字松崎下 2131 番 6
宅 地 3 2 6. 4 1 m²
- (30) 長崎県島原市有明町大三東甲字松崎下 2109 番
宅 地 7 9 9. 8 1 m²
- (31) 長崎県島原市有明町大三東戊字地蔵ヶ辻 4896 番 28
山 林 3 7 4 0. 0 0 m²
- (32) 長崎県島原市有明町大三東甲字松崎下 2104 番 1
宅 地 6 8 3. 9 5 m²
- (33) 長崎県島原市有明町大三東甲字下松崎 2148 番 3
宅 地 5 0 0. 5 8 m²
- (34) 長崎県島原市江里町乙 2175 番
畑 3 5 1 4. 0 0 m²
- (35) 長崎県島原市江里町乙 2437 番
畑 7 1 7 9. 0 0 m²
- (36) 長崎県島原市江里町乙 2199 番
畑 1 2 0 9. 0 0 m²
- (37) 長崎県島原市有明町大三東甲字松崎下 2133 番 3
宅 地 8 7 2. 7 4 m²
- (38) 長崎県島原市有明町大三東甲字松崎下 2136 番 2
宅 地 7 2. 4 0 m²
- (39) 長崎県島原市立野町丙 1647 番 1
山 林 2 3 6. 0 0 m²
- (40) 長崎県島原市有明町大三東甲字上高見高野 1715 番
宅 地 6 4 6. 0 0 m²
- (41) 長崎県島原市有明町大三東甲字上高見高野 1714 番 2
宅 地 5 1 5. 5 7 m²
- (42) 長崎県島原市有明町大三東甲字松崎下 2105 番 1
宅 地 3 3 2. 4 0 m²
- (43) 長崎県島原市城内三丁目 928 番 4
雑種地 2 2 9. 6 5 m²
- (44) 長崎県島原市有明町大三東甲字松崎下 2103 番 1
宅 地 5 8 8. 6 4 m²
- (45) 長崎県島原市有明町大三東甲字松崎下 2103 番 3
宅 地 2 7. 0 5 m²

- (46) 長崎県島原市有明町大三東甲字松崎下 2131 番 5
雑種地 719.00 m²
- (47) 長崎県島原市有明町大三東乙字平ノ山 718 番 1
宅地 805.71 m²
- (48) 長崎県島原市有明町大三東甲字下松崎 2153 番 1
雑種地 471.00 m²
- (49) 長崎県島原市有明町大三東甲字松尾上 2053 番 2
雑種地 925.00 m²
- (50) 長崎県島原市有明町大三東甲字松尾上 2054 番 1
畑 756.00 m²
- (51) 長崎県島原市有明町大三東甲字下松崎 2160 番 2
雑種地 926.00 m²
- (52) 長崎県島原市礪石原町甲 1201 番 39
畑 3,107.00 m²
- (53) 長崎県島原市有明町大三東甲字中津 2667 番
田 715.00 m²
- (54) 長崎県島原市有明町大三東甲字中津 2673 番 1
田 569.00 m²
- (55) 長崎県島原市白山町 50 番 1
宅地 1141.92 m²
- (56) 長崎県島原市広馬場町 7728 番 3
宅地 16.68 m²
- (57) 長崎県島原市広馬場町 7728 番 4
宅地 12.05 m²
- (58) 長崎県島原市白山町 69 番
雑種地 347.00 m²
- (59) 長崎県島原市城内二丁目 998 番
宅地 866.11 m²
- (60) 長崎県島原市有明町大三東甲字松崎下 2119 番
宅地 201.61 m²
- (61) 長崎県島原市有明町大三東甲字松崎下 2120 番 3
宅地 570.51 m²
- (62) 長崎県島原市有明町大三東甲字松崎下 2120 番 4
宅地 9.98 m²
- (63) 長崎県島原市白山町 77 番 1
宅地 354.29 m²

3 その他財産は、基本財産、収益事業用財産以外の財産とする。

4 収益事業用財産は第三六条に掲げる収益を目的とする事業の用に供する財産とする。

- 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第二十九条 基本財産を処分し、または担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、島原市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、島原市長の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）
- (3) 社会福祉施設整備のための資金に対する融資を行う確実な民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合で、当該事業計画が適切であるとの関係行政庁による意見書を所轄庁に届け出た場合。なお、当該貸付に係る償還が滞った場合には、遅滞なく所轄庁に届け出るものとする。

(資産の管理)

第三〇条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。
- 3 前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、理事会の議決を経て、株式に換えて保管することができる。

(事業計画及び収支予算)

第三十一条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第三十二条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表

(4) 収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)

(5) 貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第三三条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第三四条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第三五条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第七章 収益を目的とする事業

(種別)

第三六条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、次の事業を行う。

(1) アパート賃貸業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

(収益の処分)

第三七条 前条の規定によって行う事業から生じた収益は、この法人の行う社会福祉事業(社会福祉法施行令(昭和33年政令第185号)第13条及び平成14年厚生労働省告示第283号に掲げるものに限る。)に充てるものとする。

第八章 解散

(解 散)

第三八条 この法人は、社会福祉法第四十六条第一項第一号及び第三号から第六号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第三九条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第九章 定款の変更

(定款の変更)

第四〇条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、島原市長の認可（社会福祉法第四十五条の三六第二項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を島原市長に届け出なければならない。

第十章 公告の方法その他

(公告の方法)

第四一条 この法人の公告は、社会福祉法人松風会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第四二条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長	蒲 池 宏 融
理 事	西 川 善 太 郎
々	松 本 松 蔵
々	馬 渡 清 吉
監 事	蒲 池 尚 正

附 則

この定款は、昭和 3 5 年 5 月 1 9 日から施行する。

附 則

この定款は、昭和 3 9 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この定款は、昭和 5 1 年 1 月 1 2 日から施行する。

附 則

この定款は、昭和 6 1 年 7 月 7 日から施行する。

附 則

この定款は、平成 2 年 8 月 1 7 日から施行する。

附 則

この定款は、平成 4 年 7 月 1 3 日から施行する。

附 則

この定款は、平成 5 年 1 1 月 2 6 日から施行する。

附 則

この定款は、平成 6 年 6 月 1 3 日から施行する。

附 則

この定款は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この定款は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この定款は、平成 1 0 年 2 月 1 3 日から施行する。

附 則

この定款は、平成 1 0 年 1 2 月 1 日から施行する。

附 則

この定款は、平成 1 1 年 1 0 月 2 2 日から施行する。

附 則

この定款は、平成 1 2 年 7 月 2 4 日から施行する。

附 則

この定款は、平成 1 3 年 1 2 月 2 8 日から施行する。

附 則

この定款は、平成 1 4 年 7 月 5 日から施行する。

附 則

この定款は、平成 1 5 年 9 月 2 日から施行する。

附 則

この定款は、平成 1 7 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この定款は、平成１７年１０月２８日から施行する。

附 則

この定款は、平成１８年１２月２５日から施行する。

附 則

この定款は、平成２０年 ２月２３日から施行する。

附 則

この定款は、平成２０年１２月１７日から施行する。

附 則

この定款は、平成２１年 ９月 ３日から施行する。

附 則

この定款は、平成２２年 １月２１日から施行する。

附 則

この定款は、平成２３年 ５月２４日から施行する。

附 則

この定款は、平成２４年 ２月１７日から施行する。

附 則

この定款は、平成２５年 ２月 ７日から施行する。

附 則

この定款は、平成２５年 ６月２６日から施行する。

附 則

この定款は、平成２５年１２月２５日から施行する。

附 則

この定款は、平成２６年 ４月１５日から施行する。

附 則

この定款は、平成２８年 ４月１３日から施行する。

附 則

この定款は、平成２８年 ８月１０日から施行する。

附 則

この定款は、平成２９年 ４月 １日から施行する。

附 則

この定款は、平成２９年 ７月１１日から施行する。

附 則

この定款は、平成３０年 １月１０日から施行する。

附 則

この定款は、平成３０年 ３月３０日から施行する。

附 則

この定款は、平成３０年 ７月 ３日から施行する。

附 則

この定款は、平成30年12月27日から施行する。

附 則

この定款は、令和 3年 1月 4日から施行する。

附 則

この定款は、令和 3年 7月 5日から施行する。

附 則

この定款は、令和 3年12月23日から施行する。

附 則

この定款は、令和 4年 3月 3日から施行する。

附 則

この定款は、令和 4年 7月 4日から施行する。

附 則

この定款は、令和 5年 1月 5日から施行する。

附 則

この定款は、令和 6年 7月 8日から施行する。

附 則

この定款は、令和 8年 5月14日から施行する。